

# 学校災害共済制度（日本スポーツ振興センター）について



## ◇ 日本スポーツ振興センターとは・・・

学校では、子どもたちが健康で安全な学校生活ができるように、十分な注意をしていますが、それでも校内で思わぬケガをすることがあります。このような場合に、医療費や各種の見舞金を支給するため、法律で設立されたものが「日本スポーツ振興センター」です。川崎市では従来から学校に在籍している児童生徒の不慮の災害に備え、災害共済給付契約を結んでおります。なお、加入については任意ですが、ほぼ全員の方が加入して、毎年多くの医療費等の支給を受けています。（上丸子小学校は100%の加入です）

## ◇ 給付が受けられるのは・・・

授業中や校外活動中はもちろんですが、休憩時間中、通学途中での事故によるケガ等も災害共済給付の対象となります。ただし、交通事故のように、他から損害賠償を受ける場合は除かれます。なお、最初に医療機関を受診したときから2年以内に請求をしないと、時効により給付を受ける権利が消滅します。

## ◇ 給付の種類、額は・・・

### ① 医療費の給付

ケガ等で医師の診療を受けた場合には、保険診療における医療費の4割相当額が給付されます。保険外診療は給付の対象になりません。また、医療費の合計額が5000円（＝病院等へ支払った自己負担額が1500円）に満たないものも対象になりませんのでご注意ください。

### ② 障害見舞金

ケガ等が原因となって、後遺症が残った場合には、その程度に応じて見舞金が支給されます。（1級～14級）

### ③ 死亡見舞金

死亡した場合にはその状況によって、見舞金が支給されます。

※障害、死亡見舞金については通学途中の事故によるものは半額になります。



## ◇ 給付を受けられる期間は・・・

給付を開始してから10年間は継続して給付を受けることができます。

## ◇ 共済掛け金は・・・

小学校の場合は、年額945円ですが、このうち川崎市が485円を負担しますので、保護者負担は460円になってます。（7月に口座より引き落とされる予定です）

## ◇ 文書料について

災害共済給付金を請求する際に、必要となる医師等が作成した文書については、個々の医療機関によっては、文書料が有料で取り扱われることがあります。その分は自己負担となります。

不明な点は養護教諭（篠崎）におたずねください。